

議案第18号

渋川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和2年2月28日提出

渋川市長 高 木 勉

渋川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

渋川市印鑑登録及び証明に関する条例（平成18年渋川市条例第148号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者（前号に掲げる者を除く。）」に改める。

第5条第3項中「記録されている」を「記載（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）がされている」に改める。

第6条第1項第3号中「（法第6条第3項の規定により磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製する住民票にあっては、記録。以下同じ。）」を削り、同項第7号中「記録されている」を「記載がされている」に改める。

第9条第4号中「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

国が定める印鑑登録証明事務処理要領の改正に伴い、所要の改正をしようとするものである。

渋川市印鑑登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例（案）新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

改 正 案	現 行
<p>(登録者の資格等) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。 (1) (略) (2) <u>意思能力を有しない者(前号に掲げる者を除く。)</u></p> <p>(登録印鑑) 第5条 (略) 2 (略) 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項) 第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請を受理したときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載_____がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称) (4)～(6) (略) (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載</p>	<p>(登録者の資格等) 第2条 (略) 2 前項の規定にかかわらず、次の者については、印鑑の登録を受けることができない。 (1) (略) (2) <u>成年被後見人</u></p> <p>(登録印鑑) 第5条 (略) 2 (略) 3 市長は、前項第1号及び第2号の規定にかかわらず、外国人住民(法第30条の45に規定する外国人住民をいう。以下同じ。)のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載されている_____氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表されている印鑑により登録を受けようとする場合には、当該印鑑を登録することができる。</p> <p>(登録事項) 第6条 市長は、印鑑登録原票を備え、印鑑の登録の申請を受理したときは、当該登録申請者に係る次に掲げる事項を登録するものとする。 (1)・(2) (略) (3) 氏名(氏に変更があつた者に係る住民票に旧氏の記載(法第6条第3項の規定により磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。))をもって調製する住民票にあつては、記録。以下同じ。)がされている場合にあつては氏名及び当該旧氏、外国人住民に係る住民票に通称の記載がされている場合にあつては氏名及び当該通称) (4)～(6) (略) (7) 外国人住民のうち非漢字圏の外国人住民が住民票の備考欄に記載</p>

がされている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表
されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮
名表記

2・3 (略)

(印鑑登録の消除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録を抹消す
る。

- (1) ～ (3) (略)
- (4) 意思能力を有しない者であることが判明したとき。
- (5) (略)

されている氏名の片仮名表記又はその一部を組み合わせたもので表
されている印鑑により登録を受ける場合にあつては、当該氏名の片仮
名表記

2・3 (略)

(印鑑登録の消除)

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、印鑑登録を抹消す
る。

- (1) ～ (3) (略)
- (4) 成年被後見人であることが判明したとき。
- (5) (略)